

生駒市条例第10号

生駒市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年3月31日

生駒市長 山下 真

生駒市税条例の一部を改正する条例

生駒市税条例（昭和50年12月生駒市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「19万8千円」を「18万9千円」に改める。

第17条第2項中「本節」を「この節」に改め、同項の表第1号中「資本等の金額（資本の金額又は出資金額と法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第17号に規定する資本積立金額又は同条第17号の3に規定する連結個別資本積立金額との合計額）」を「資本金等の額（法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額）」に、「資本の金額又は出資金額を」を「資本金の額又は出資金の額を」に改め、同表第2号から第8号までの規定中「資本等の金額」を「資本金等の額」に改める。

第47条第1項中「1に」を「いずれかに」に改める。

第68条第9項中「本条」を「この条」に改め、「第1項から第6項まで」の次に「及び法第349条の3第11項」を加え、同条第10項中「本項」を「この項」に改め、「前項」の次に「並びに法第349条の3第11項」を加える。

第103条中「2,743円」を「3,064円」に改める。

附則第7条の2第1項中「35万円を」を「32万円を」に改める。

附則第12条の2第4項を削り、同条第5項中「附則第16条第7項」を「附則第16条第6項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第16

条第 8 項」を「附則第 1 6 条第 7 項」に改め、同項第 2 号中「附則第 1 2 条第 2 4 項」を「附則第 1 2 条第 2 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条に次の 1 項を加える。

6 法附則第 1 6 条第 8 項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から 3 月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第 1 2 条第 2 5 項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から 3 月を経過した後に申告書を提出する場合には、3 月以内に提出できなかった理由

附則第 1 2 条の 3 第 1 項中「（法附則第 1 6 条第 6 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前条第 4 項に規定する書類を含む。）」を削り、同項第 3 号中「、第 5 項又は第 6 項」を「又は第 5 項」に改める。

附則第 1 3 条の見出し中「平成 1 5 年度から平成 1 7 年度まで」を「平成 1 8 年度から平成 2 0 年度まで」に改め、同条第 6 号を同条第 8 号とし、同条第 5 号を同条第 7 号とし、同条第 4 号中「附則第 1 8 条第 2 項」を「附則第 1 8 条第 7 項」に、「附則第 1 9 条の 4 第 2 項」を「附則第 1 9 条の 4 第 5 項」に改め、同号を同条第 6 号とし、同条第 3 号中「附則第 1 7 条第 6 号イ」を「附則第 1 7 条第 8 号イ」に改め、同号を同条第 5 号とし、同条第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 住宅用地 法附則第17条第3号

(4) 商業地等 法附則第17条第4号

附則第13条の2の見出しを「(平成19年度又は平成20年度における土地の価格の特例)」に改め、同条第1項中「平成16年度分」を「平成19年度分」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改め、同条第2項中「平成16年度適用土地」を「平成19年度適用土地」に、「平成16年度類似適用土地」を「平成19年度類似適用土地」に、「平成17年度分」を「平成20年度分」に改める。

附則第13条の3の前の見出し中「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条を次のように改める。

第13条の3 宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税額が、当該宅地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3の2の規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該価格に同条に定める率を乗じて得た額。以下この条において同じ。)に100分の5を乗じて得た額を加算した額(当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「宅地等調整固定資産税額」という。)を超える場合には、当該宅地等調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定

資産税額が、当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に、住宅用地にあつては10分の8、商業地等にあつては10分の6を乗じて得た額（当該住宅用地又は商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地又は商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地又は商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける宅地等に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の宅地等調整固定資産税額は、当該宅地等調整固定資産税額が、当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 住宅用地のうち当該住宅用地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該住宅用地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該住宅用地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける住宅用地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該住宅用地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における

固定資産税額（以下「住宅用地据置固定資産税額」という。）を超える場合には、当該住宅用地据置固定資産税額とする。

5 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等据置固定資産税額」という。）とする。

6 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税の額は、第1項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「商業地等調整固定資産税額」という。）とする。

附則第13条の4を次のように改める。

第13条の4 地方税法等の一部を改正する法律（平成18年法律第7号）附則第15条第1項の規定により、平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税については、法附則第18条の3の規定を適用しない。

附則第13条の5を削る。

附則第 14 条の見出し中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、同条中「平成 15 年度から平成 17 年度まで」を「平成 18 年度から平成 20 年度まで」に改め、「固定資産税の課税標準額」の次に「（当該農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）」を加える。

附則第 16 条及び第 16 条の 2 を次のように改める。

第 16 条 市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の固定資産税の額は、前条の規定により算定した当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額に、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額（以下「市街化区域農地調整固定資産税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整固定資産税額とする。

2 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成 18 年度から平成 20 年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の 3 分の 1 の額に 10 分の 8 を乗じて得た額（当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第 349 条の 3 又は法附則第 15 条から第 15 条の 3 までの規定の適用を受ける市街化区域農地であると

きは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額を超える場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける市街化区域農地に係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の市街化区域農地調整固定資産税額は、当該市街化区域農地調整固定資産税額が、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の1の額に10分の2を乗じて得た額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額に満たない場合にあつては、同項の規定にかかわらず、当該固定資産税額とする。

4 市街化区域農地のうち当該市街化区域農地の当該年度の負担水準が0.8以上のものに係る平成18年度から平成20年度までの各年度分の固定資産税額は、第1項の規定にかかわらず、当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税額が、当該市街化区域農地の当該年度分の固定資産税に係る前年度分の固定資産税の課税標準額(当該市街化区域農地が当該年度分の固定資産税について法第349条の3又は法附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける市街化区域農地であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額)を当該市街化区域農地に係る当該年度分の固定資産税の課税標準となるべき額とした場合における固定資産税額(以下「市街化区域農地据置固定資産税額」という。)を超える場合には、当該市街化区域農地据置固定資産税額とする。

第16条の2 削除

附則第16条の3中「附則第13条の3、第13条の4」を「附則第13条の3」に改める。

附則第16条の5第1項中「附則第13条の3第1項」を「附則第13条の3第1項から第6項まで」に、「平成15年度から平成17年度まで」を「平成18年度から平成20年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「平成15年1月1日から平成17年12月31日まで」を「平成18年1月1日から平成21年3月31日まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項第1号中「法附則第20条に規定する宅地評価土地」を「宅地及び法附則第17条第4号に規定する宅地比準土地」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「附則第31条の3第4項」を「附則第31条の3第3項」に、「第1項又は第2項」を「第1項」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第17条の2第1項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「2,977円」を「3,298円」に改め、同条第2項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「1,412円」を「1,564円」に改める。

附則第25条の2の次に次の1条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例)

第25条の3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額（以下この項において「条約適用利子等の額」という。）に対し、条約適用利子等の額（次項

第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に100分の5の税率から同法第3条の2の2第1項に規定する限度税率(第3項において「限度税率」という。)を控除して得た率に5分の3を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3の税率)を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」とする。
- (2) 第25条、第25条の2第1項及び附則第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは、「場合の所得割の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第16項に規定する特定利子に係る利子所得の金額、同条第18項に規定する特定収益分配に係る配当所得の金額、同条第22項に規定する特定懸賞金等に係る一時所得の金額若しくは同条第24項に規定する特定給付補てん金等に係る雑所得等の金額」とする。
- (4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額

並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

(5) 附則第26条第4項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第25条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等（次項において「条約適用配当等」という。）については、第18条第3項及び第4項の規定は適用しない。この場合において、当該条約適用配当等については、第18条及び第21条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額（以下この項において「条約適用配当等の額」という。）に対し、条約適用配当等の額（第5項第1号の規定により読み替えられた第20条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）に100分の5（平成20年3月31日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の3）の税率から限度税率を控除して得た率に100分の68（同日までに支払を受けるべきものにあつては、3分の2）を乗じて得た率（当該納税義務者が同法第3条の2の2第3項の規定の適用を受ける場合には、100分の3.4（同日までに支払を受けるべきものにあつては、100分の2）の税率）を乗じて計算した金額に相当する市民税の所得割を課する。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。

5 第3項後段の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

- (1) 第20条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第25条の3第3項に規定する条約適用配当等の額」とする。
- (2) 第25条、第25条の2第1項及び附則第9条第1項の規定の適用については、これらの規定中「場合の所得割の額」とあるのは「場合の所得割の額並びに附則第25条の3第3項の規定による市民税の所得割の額」と、第25条の2第1項中「第18条第4項」とあるのは「附則第25条の3第4項」とする。
- (3) 第26条の規定の適用については、同条中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は附則第25条の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、「若しくは山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額若しくは租税条約実施特例法第3条の2第20項に規定する申告不要特定配当等に係る配当所得の金額」とする。
- (4) 附則第7条の2の規定の適用については、同条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第25条の3第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第2項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第25条の3第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。
- (5) 附則第26条第4項の規定の適用については、同項中「除く。）の額」とあるのは、「除く。）の額並びに附則第25条の3第3項の規定による市民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合（第3項後段の規定の適用がある場合を除く。）における第25条の2第1項の規定の適用については、同項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第25条の3第3項に規定する条約適用配当等（以下「条約適用配当等」という。）に係

る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の第28条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時までに提出されたもの及びその時までに提出された第29条第1項の確定申告書を含む。）にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第18条第6項」と、「法第37条の3」とあるのは「租税条約実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の3」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第103条の改正規定及び附則第17条の2の改正規定並びに附則第4条の規定は、同年7月1日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第2条 改正後の生駒市税条例（以下「新条例」という。）第14条第2項及び附則第7条の2第1項の規定は、平成18年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成17年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成18年度分の個人の市民税に限り、平成18年4月1日（以下この条において「施行日」という。）の前日において改正前の生駒市税条例（以下この項

及び次条第2項において「旧条例」という。)第14条第2項の規定に該当する者であり、かつ、当該年度分の旧条例第28条第1項本文の規定による申告書の提出を要しなかった者で、施行日において新たに当該年度分の新条例第28条第1項本文の規定による申告書の提出を要することとなるものに係る同項の規定の適用については、同項中「3月15日」とあるのは、「平成18年4月30日」とする。

- 3 新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税、施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する計算期間分の法人の市民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の市民税、施行日前に終了した連結事業年度分の法人の市民税及び施行日前に終了した計算期間分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めのある場合を除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成18年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成17年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 平成18年1月1日から同年3月31日までの間に新築された旧条例附則第12条の2第4項に規定する貸家住宅については、平成19年度分の固定資産税に限り、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 平成18年7月1日(次項及び第3項において「指定日」という。)前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

- 2 指定日前に地方税法(昭和25年法律第226号)第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。)が行われた製造たばこを指定日に販売のため

所持する卸売販売業者等（新条例第100条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

(1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき321円

(2) 新条例附則第17条の2第2項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき152円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付

しなければならない。

- 5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第10条、第102条第2項、第106条第4項及び第5項並びに第109条の規定を適用する。この場合において、新条例第10条中「第106条第1項若しくは第2項、」とあるのは「生駒市税条例の一部を改正する条例（平成18年3月生駒市条例第10号。以下この条及び第2章第4節において「平成18年改正条例」という。）附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第106条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第102条第2項中「前項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第106条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第109条第2項中「第106条第1項又は第2項」とあるのは「平成18年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。
- 6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第107条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第106条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目

ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。